

○厚生労働省令第五十五号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四及び第二十六条の六の四第五項中「第五十三条第一項第一号」を「第五十三条第一項」に改める。

様式第一号の六の二（表面）中「発行期日」や「発効期日」に改める。

様式第一号の八備考中「に該当する場合は「A」と、同項第1号に該当する場合は「B」と、同項第3号に該当する場合は「C」」や「又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」」に改める。

様式第三（表面）を次のように改める。



(表 面)

<p>支給について準用する。(後略) (入院時生活療養費) 第五十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略) (保険外併用療養費) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>4 (略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略)</p> <p>2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二、第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>国民健康保険検査証 〔法第四十五条の二関係〕</p> <p>字 真</p> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p>(年 月 日生)</p>
--	---

様式第三（裏面）中「及び第百四十四号」を削り、「並びに第百四十五号の二」を「及び第百四十五号の二」に改める。

様式第三の二（表面）中「第百四十四号、第百四十五号」及び「第百四十五号の二」を削る。

様式第三の二（裏面）中「及び」を「、第百四十五号」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額（算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。）の区分に応じ、

同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の百
百五十万円以上百八十万円未満	百分の九十五

百八十万円以上二百十万円未満	百分の九十
二百十万円以上二百四十万円未満	百分の八十五
二百四十万円以上	百分の八十

第七条の二中「前条」を「第七条」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の次に次の二条を加える。

(算定政令第五条第一項第一号ハに規定する基準となる年度)

第七条の二 算定政令第五条第一項第一号ハに規定する基準となる年度（次条において「基準年度」という。）は、平成二十六年（法第百十三条の規定により平成二十七年）以後の年度における同号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該年度とする。

(算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額の算定方法)

第七条の三 算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額（第十三条第二項において「組合被保険者一人当たり所得額」という。）は、当該組合の基準年度の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額

計額の見込額の総額を基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額とする。

第十一条中「平成二十一年度」を「平成二十六年度（法第百十三条の規定により平成二十七年度以後の年度における同項に規定する被保険者に係る所得を把握する組合にあつては、当該年度）」に改める。

第十三条第二項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ 算定政令第五条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

第十三条第二項第三号中「千分の百六十四」を「算定政令第五条第四項第二号ロの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合」に改める。

附則第四条の表以外の部分及び同表第七条の二並びに第十三条第一項及び第四項の項中「第七条の二」を「第七条の四」に改める。

附則第四条の五から第四条の七までを削る。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第五号中「第百八条第二項から第四項まで」を「第百八条第三項から第五項まで」に改める。

第六十六条第一項第六号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第五百五十四条中「第五百五十条第三項」を「第五百五十条第四項」に改める。

第五百五十五条及び第百五十九条第一項第七号中「第五百五十条第四項」を「第五百五十条第五項」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第六号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第百五十九条中「第百十一条第三項」を「第百十一条第四項」に改める。

第二百十九条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第

七項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第七号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改

める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号」に改める。

第四十七条第一項第六号中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

様式第七号（表面）中「及び第四項」を削り、「第七十一條並びに」を「第七十一條及び」に改め、「~~第四項~~」の下に「、~~患者申出療養~~」を加え、「第八十條並びに」を「第八十條及び」に改める。

様式第七号（裏面）中「及び第四項」を削り、「並びに第七十一條」を「及び第七十一條」に改める。

様式第八号（裏面）中「及び第四項」を削り、「並びに前條」を「及び前條」に改める。

様式第九号（裏面）中「~~健康保険組合~~」を「全国健康保険協会、健康保険組合」に改める。

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（老人保健拠出金等に関する老健算定省令の規定の適用）」を付し、同条中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、「同条」を「同項」に、「（以下「老健算定省令」という。）の規定」を「の規定（同令第三条第二項、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十六条第二項及び第十八条第二項の規定を除く。）」に改め、同条の表を次のように改める。

<p>第一条</p>	<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「改正前老健法」という。）</p>
<p>第二条第一項</p>	<p>法及び</p>	<p>改正前老健法及び</p>
<p>第二条第二項</p>	<p>加入者の</p>	<p>加入者（改正前老健法第六条第三項に規定す</p>

<p>第三条第一項</p>	<p>法</p> <p>前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超える保険者（以下「控除対象保険者」という。）</p>	<p>る加入者をいう。以下同じ。）の改正前老健法</p> <p>前々年度の実績医療費拠出金</p>
<p>第四条</p>	<p>法</p> <p>その超える額（以下「超過額」という。）</p> <p>加算対象保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象保険者に係る超過額</p>	<p>改正前老健法</p> <p>当該実績医療費拠出金の額</p> <p>保険者の実績医療費拠出金の額</p>
<p>額と受取利息の額との差額</p>	<p>額</p>	

<p>第十六条第一項</p>	<p>法第五十七条</p> <p>次の各号に掲げる額の合計額</p>	<p>改正前老健法第五十七条</p> <p>当該年度における改正前老健法第六十四条第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を平成十九年度におけるすべての保険者に係る加入者総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に平成十九年度における当該保険者に係る加入者数を乗じて得た額</p>
<p>第十七条第二項</p>	<p>第三条第一項</p>	<p>健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号。以下「健保則等一部改正省令」という。）附則第一四条の規定により読み替えられた第三条第一</p>

	<p>第十八条第一項</p>	
	<p>第十二条</p>	<p>特定費用確定率</p>
	<p>法第五十六条第五項</p>	<p>特定費用実績率</p>
	<p>法第五十六条第一項各号</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「健保令等一部改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第一項各号</p>
	<p>控除対象保険者</p>	<p>前々年度の実績医療費拠出金</p>
	<p>法第五十六条第一項各号</p>	<p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「健保令等一部改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第一項各号</p>
	<p>特定費用実績率</p>	<p>健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第五項</p>
	<p>健保令等一部改正政令附則第四条の規定により読み替えられた第十二条</p>	<p>項</p>

確定補正係数	実績補正係数
法第五十六条第四項	健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第四項
確定負担調整加算率	実績負担調整加算率

附則第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで 削除

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第一項」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第二項」に、「新調交省令附則第二条」を「同令附則第二条」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に、「附

則第九条第一項」を「附則第九条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削る。

附則第十二条第一項及び第二項を削り、同条第三項の表以外の部分中「平成二十年度から」を「平成二十八年及び」に改め、「までの各年度」を削り、「新事務費省令附則第四条」を「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則第四条」に、「新事務費省令第二条」を「同令第二条」に、「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同項の表第二条第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第七条の二並びに第十三条第一項及び第四項の項中「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同条第三項を同条とする。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第七条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額」を「第四十条第一項に規定する標準報酬月額のおよそ三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第八条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一百十条第一号中「第一百八条第五項」を「第一百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第七号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第九条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一百十五条第一号中「第一百八条第五項」を「第一百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「第一百八条第五項」を「第一百八条第六項」に改め、同条第六号中「第六十六条第七

項」を「第六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第九項」に改める。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第二項第四号中「健康診査」の下に「及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項において「旧国保規則」という。）の

様式による国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 旧国保規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二十八年年度に係る事務費負担金、療養給付費等補助金及び組合普通調整補助金から適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正前的高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による後期高齢者医療検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。